

# 「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No. 28 2010. 4. 20

## 【目次】

- 1 2010 年度研究会の概要
  - 2 2010 年度研究会の報告要旨
  - 3 事務局からの連絡  
(1)研究会と懇親会への出欠 (2)会費の納入 (3)会誌第 11 号の発送  
(4)会誌第 11 号の目次
- 

## 1 2010 年度研究会の概要

日時 2010 年 6 月 4 日 (金)

午前 11 時～ 運営委員会 (運営委員の方は昼食持参でご出席ください)

午後 1 時～ 事務総会 (会員の方はご出席ください)

午後 1 時 30 分～午後 6 時 00 分頃 研究会

その後 懇親会 (別会場)

場所 愛媛大学

<http://www.ehime-u.ac.jp/access/johoku/index.html>

法文学部本館 2 階「中会議室」

[http://www.ehime-u.ac.jp/access/johoku/law\\_letters.html](http://www.ehime-u.ac.jp/access/johoku/law_letters.html)

テーマ 体制変動と労働組合のダイナミズム

プログラム

企画の趣旨説明 鈴木 賢 (北海道大学)

権力・市場・企業管理と労働組合—体制転換期ポーランドにおける問題構成の変容  
小森田秋夫 (神奈川大学)

社会的パートナーとしてのロシア労働組合—意味と実態 武井 寛 (甲南大学)

質疑応答

休憩

中国労働組合法 (工会法) の施行過程と現状の課題 石井 知章 (明治大学)

労使紛争・労働条件決定手続と労働組合

—ベトナム労働法における労働者代表主体の取り扱い 齊藤 善久 (神戸大学)

質疑応答

休憩

全体討論

## 2 2009年度研究会の報告要旨

### 企画の趣旨（再録）

鈴木 賢（北海道大学）

2010年の研究集会では、社会体制の変動のなかで労働組合がいかなる位置を占め、いかなる役割を果たしているか、また逆に社会体制の変動が労働組合にいかなるインパクトを与えているかを4つの国を取り上げて比較検討することとした。

労働組合の問題がもっとも体制選択と直結した形で現れたのは、自主管理労組と呼ばれた「連帯」の運動がついに体制崩壊を導いたポーランドであろう。改めてポーランドの社会主義体制がなぜ「連帯」を生み、それが体制崩壊をいかに準備し、体制崩壊後は労組がどうなっているのかについて整理しておきたい。こうしたポーランドの経験は現存している社会主義国に大きな「教訓」を残すこととなった。すなわち、社会主義の政治体制を維持しつつ、経済システムの市場化を進める中国やベトナムでは、労組問題が体制の維持とダイレクトに関連するデリケートな論点として明確に意識される結果となっている。第2組合の登場を避けつつ、いかに真に労働者の利害を代表する労組にするかが、ぎりぎりのところで目指されているように思われる。また、体制崩壊と直接はかかわらなかったロシアでは、体制の崩壊前後で労組にいかなる変容が生じたのかにも興味をそそられる。

このように労働組合問題はまさに政治システムの多元化、民主化と経済の市場化の間において、両者をつなぐ役割を担っているように思われる。組合の法的な位置づけという問題をコアにしながらも、それに必ずしも拘らない形で体制転換と労組の相互関係を広い視野から比較検討することを目指している。具体的には、上記の方々にご報告をお願いした。

報告者のうち、石井知章氏と斉藤善久氏は会員ではないが、いずれも長年、それぞれの国の労働組合について研究されてこられた専門家である。このテーマの報告者にふさわしいと考えて、報告を依頼し、お引き受けいただいた。お二人には、このテーマに関連する以下の著書があるので、ご参照いただきたい。

石井知章『中国社会主義国家と労働組合』御茶の水書房、2007年

斉藤善久『ベトナムの労働法と労働組合』明石書店、2007年

「体制変動と労働組合のダイナミズム」という問題は、次のような一連の問いを含んでいる。(1) <指令的計画経済の担い手としての国有企業が企業長単独責任制の原理のもとで管理されることを前提に、共産党の指導下で「一枚岩」化された労働組合が、管理の客体としての労働者の利益を表出・実現すると同時に生産目的の実現に向けて彼らを動員するという「二重の機能」をもつ>という、ソ連において造型されたモデルは、ソ連以外の国においてどのように移植されたか、そこに何らかの偏差は存在するか、(2) このモデルの機能不全がどのような現象となって顕在化している(した)か、そしてそのことが、一方では、指令的計画経済と企業長単独責任制という経済システムの変化とどのような因果関係において関連し、他方では、共産党の指導という政治システムの原理にどのような変化を生じさせている(させた)か、(3) 労働組合を舞台に生じたこのような変化は、経済システムの質的転換(「社会主義的」市場経済から資本主義化へ)および政治システムの質的転換(共産党の指導原理の崩壊)という帰結とどのような脈絡においてつながっていたのか(今後つながる可能性があるのか)、(4) これら2つのシステム転換の双方(またはいずれか一方)が生じたとき、労働組合の機能はどのような変化を被るか。

ロシアとポーランドは(4)の局面にすでに到達しており、(2)(3)は過去形で語ることができる段階にある。そのような前提のもとで、両者は比較検討の対象となりうる。中国とベトナムは、少なくとも(2)を経て(3)の局面を迎えていると考えることができ、経済システムの変化と政治システムの変化が今後とも跛行的に進むとすれば、論理的には(3)と(4)は切れ目のない過程となるという可能性も否定できない(「共産党指導下の資本主義」のもとでの労働組合)。現時点においてそのような問題を孕むものとして、ロシア・ポーランドの“過去”との比較の対象となりうる。

以上のような問題群からなる「体制変動と労働組合のダイナミズム」というテーマのもとで、(3)の局面で独立自治労働組合『連帯』が登場したポーランドは独特の位置を占めている。ポーランドの体制転換における労働組合問題を理解するためには、『連帯』の登場によって現実のものとなった労組複数主義(一枚岩的労働組合の崩壊)のゆくえ、企業自主管理と労組との関係、1980~81年の第一次『連帯』と1989年以降の第二次『連帯』との異同等の論点を組み入れる必要がある。これらの論点を集約的に示しているのが、1982年労働組合法である。この労働組合法は(1)の局面に対応する1949年労働組合法にとって代わるものであり、(4)の局面において1991年労働組合法によってとって代わられ、今日に至っている。

報告においては、ポーランドの独自性を浮き彫りにしつつ、他の諸国との比較のための枠組みとなるような問題整理を試みることにしたい。

ロシア独立労組連合 (FNPR) は、1990 年の設立総会において、「社会・労働関係の特別なタイプとしての、また、それら諸関係の洗練された効率的なメカニズムとしての社会的パートナーシップの形成」を掲げた。「社会的パートナーシップ (социальное партнёрство=social partnership)」なる概念の淵源についてはつまびらかでないが、団体交渉から紛争回避の規範的志向に至るまでの広い意味で、労使関係ないし政労使関係において、広く欧米でも用いられている概念であるといつてよいと思われる。

ソ連崩壊につながる激動の情勢のなか、FNPR が組合活動の方向性としていち早くこの「社会的パートナーシップ」なるスローガンを掲げたことについては、企業や地域での社会・経済プロセスの管理における肯定的経験が集約されたものとしてなされたのだとの指摘がなされている一方で、社会的パートナーとしての党や国家との「対等性」を強調することで、それまでの社会システムの崩壊とともにそれを支えていた古い労働組合組織の崩壊を食い止める働きをしたのではないかと主張されているところである。

「社会的パートナーシップ」の中核たる政労使三者委員会は、91 年 11 月の大統領令によりその設置が提起され、92 年から活動している。92 年 2 月に政府が作成した「三者委員会規程」は、この委員会設置の目的を「ラディカルな経済改革の促進ならびに雇用労働者、企業家 (使用者) およびロシア連邦の全住民の経済的社会的利益を考慮した効果的な社会的パートナーシップ・システムの形成による市民的同意の確保」においている。そして、この委員会の任務として予定されていたのは、(1)政労使三者間の全国レベルでの一般協定の締結・監視、(2)重要な社会・労働問題に関するその都度の協議、(3)社会・労働問題に関する法令案の審議等である。その後、95 年 12 月に団体協約法が改正され、この三者委員会が法律上の基礎をもつことになり、2001 年労働法典にも規定がおかれている。

本報告では、三者委員会をめぐる議論を素材として労使関係法制度における労働組合の位置づけの変遷を跡づけながら、ソ連時代に比べて労働組合はどのように変わったのか (あるいは変わっていないのか)、それはなぜか等について考えてみたい。

中国における労働組合＝工会は、かつてのソ連や東欧においてと同様に、共産党と労働者との間の「伝達紐帯」として生産性向上を目指した「上から」の労働の組織化と、よりよき労働条件、福利厚生実現のための労働者による「下から」の要求の汲み上げという二重機能の実現のために存在してきた。現行の「中国工会規約」でも、「中国工会は中国共産党の指導する労働者が自ら結成する労働者階級の大衆組織であり、党が労働者と連携する際の橋梁、紐帯、国家政権の重要な支柱であり、会員と労働者の利益の代表である」と定めている。この基本理念は、最初の労働組合法であった50年工会法、それを廃棄して施行された1992年工会法、さらに2001年の同改正法でも、多かれ少なかれ貫かれてきたといえる。

2001年の工会法改正で、「労働規律」、「労働競争」、「合理化提案」、「労働生産性」、「愛国主義」、「社会主義教育」などの諸項目は削除されたものの、「工会は労働者を動員・組織して、積極的に経済建設に参加させ、生産任務および活動任務の達成に努力しなければならない」（第7条）という義務規定は、50年法の当時のまま、現在もなお残っている。

一方、2008年1月に施行された労働契約法の第4条は、「使用者としての企業が労働報酬、労働時間、休息休暇、労働安全衛生、保険福利、従業員研修、労働規律及びノルマ管理など、労働者の密接な利益に直接関わる規則、制度、あるいは重大事項を制定、改正または決定する際、労働者代表大会または労働者全員の討論を経て、提案と意見を提出し、工会または労働者代表大会と平等な協議を経て確定する」と定めた。これは労働契約期間の長期化と労使関係の安定化による労働者の権益と利益を守る上で、同法がその実質的な担保の一つとして工会の関与を求めたことを意味している。それは現行の2001年工会法の定める労働者代表大会制度（国営企業）、あるいはそれに代わる会員大会（非公有部門）という形式を通じた企業・事業所での「民主的管理」の強化を労働契約制定の面からの実現を企図するものである。

しかし、工会活動の背後には、依然として党＝国家の存在が見え隠れしているだけでなく、企業の長は、経済的企業体の管理責任者と政治社会的共同体の指導者を兼ね備えているばかりか、本来利害が対立するはずの工会の指導者としてすら立ち現れていることが明らかになっている。こうした状況をもたらした理由として、一つには、「広範な人民の利益」に適っていれば経営者も黨員になれるとした江沢民の「三つの代表論」による理論的裏支えがあったことが挙げられる。工会法との関連でいえば、そもそも同法における「従業員」の範囲が企業の経営責任者まで及ぶため、実際には、管理職まで工会員になれるという大きな矛盾があり、このこと自体、これまでも一つの大きな論争点になってきた。

本報告では、工会法をめぐる上記3つの法の施行過程を概観するとともに、現状の課題について考察する。

## 労使紛争・労働条件決定手続と労働組合

### —ベトナム労働法における労働者代表主体の取り扱い

齊藤 善久 (神戸大学)

仏領インドシナ期に始まるベトナムの労働運動は、民族独立という共通目標のもとでホーチミンらの共産主義運動と融合して展開した。労働組合は共産党の指導のもとで組織化され、統一ベトナムの樹立にも大きく貢献した。このような歴史的背景を有するベトナム労働組合には、その正統性のゆえに、唯一の法認組合として同国の全労働者階級を代表する特殊な地位が付与されてきた。

しかし、ドイモイ政策による市場経済の導入後、外資・民間セクターの成長にともなって、未組織企業（労働組合が未設立の企業）が増加している。また、あえて労働組合に加入しない労働者も現れるようになった。そこで、企業内部における労働者代表主体のあり方が議論されるようになった。

このような議論は過去、特に1995年労働法典、2002年改正法および2007年改正法の制定過程において白熱した。議論は常に、大きく二つの立場の綱引きの形をとってきた。すなわち、法案作成の主務官庁である労働・傷病兵・社会省を中心とする、あらたな労働者代表制度の構築を進めようとする立場、および、ベトナム労働組合を中心とする、既存労働組合システムの強化・拡充により対処しようとする立場である。

まず、1995年労働法典の制定に際しては、当初、未組織企業において労働者の代表委員会を選出させ、これに労働組合と同様の権限と責任を付与する内容の草案が作成された。もちろん、ベトナム労働組合はこれに反対した。結局、「未組織企業については上級労働組合（地方レベルの労働組合）が労働者を指導して臨時労働組合を設立させる」とする法案が国会に上程され可決された。

しかし、その後、未組織企業の増加、労働者の組合離れはさらに深刻化した。また、外資系企業の中には独自に従業員代表制度を導入するものも現れ始めた。そこで2007年改正法の起草過程においても改めて多くのアイデアが提出されたが、法案は従前のシステムを強化する内容で決着し、上程・可決された。

このように、労働者代表主体の問題についてはベトナム労働組合による一元的代表システムの堅持・拡充により対応するとの方向性が確定されたかに思われた時期があった。2007年改正法の起草過程においても、当初は同様の立場をとる内容が示されていた。ところがその後、未組織企業の労働者についてはその選出した代表者の組織と指導によるスト権行使を許容するという内容に突如置き換えられ、そのまま上程・可決されて各界を驚かせた。

以上の経緯からもうかがわれる通り、ドイモイ後のベトナムにおいては、労働者代表主体の在り方に関する方針が揺れ続けている。そのことは、現在進められている2011年改正法の起草作業においても明確に見ることができる。

本報告では、なるべく背景的な諸事情や、並行して進められている労働組合法改正作業にも目配りしながら、現状を分析し、解説を試みる予定である。

### 3 事務局からの連絡

#### (1)研究会と懇親会への出欠

研究会と懇親会への出欠を、ご返信願います。電子メールをお使いの方はできるだけメールで、電子メールをお使いでない方は同封のはがきで、5月28日（金）必着でお願いします。なお、懇親会は、地元の料理がいただけるお店で、料金5000円程度を予定しています。

#### (2)会費の納入

2010年度までの会費を請求します。2010年度分は、2010年4月から2011年3月までの分で、会誌第11号の代金を含みます。2010年度分は、今回が初めての請求ですので、全員に会費を請求しています。

請求分は、この事務局ニュースが入っていた封筒の宛名シールの氏名の下に数字で示しています。数字は西暦2000年代の下2桁を表しています（09=2009年度、10=2010年度）。会費は、1年分で4500円です。また、未納分が複数年度あり、その一部を支払われた場合、古い年度から充当することになります。納入確認後、当該年度の会誌を発送します。

郵便振替 00980-4-149498

口座名 「社会体制と法」研究会（「シャカイタイセイトハウ」ケンキュウカイ）

なお、研究会規約第5条第2項では、「会費を滞納した者は、運営委員会において、退会したものとみなすことができる」となっており、運営委員会では、滞納期間を5年としています。該当者は、次の運営委員会（2010年6月4日）で退会処分とせざるを得なくなりますので、この機会にぜひとも納入してくださいませよう、お願い申し上げます。

また、ゆうちょ銀行に口座をお持ちの場合、「ゆうちょダイレクト」の申込手続きをとりますと、インターネット経由で会費を支払うことができるようになります。

#### (3)会誌第11号の発送

今回の研究会の会場では、会費の受領も会誌の配布も行ないません。郵便振替で会費を納入していただき、その後会誌を発送するという体制に移行します。会誌第11号は5月20日発行予定ですので、発行前に2010年度分の会費を納入された場合に限り、研究会前に会誌をお届けすることができます。発行日以降に納入の場合、研究会終了後に会誌の発送となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### (4)会誌第11号の目次

特集：裁判における法解釈と体制転換

寺田 浩明 中国伝統法における法解釈のあり方

大江 泰一郎 ロシア法史における法の解釈

徐 行 現代中国における司法解釈と案例

阿曾 正浩 現代ロシアにおける裁判と法解釈

伊藤 知義 中央アジアにおける体制転換前後の法解釈・法整備支援事業の経験から

研究ノート

藤田 勇 Irodion Surguladse, Gewalt und Recht: Eine Abhandlung zum Problem  
des Verhältnisses von Staat und Recht, Erster Teil. Der Begriff des  
Rechtsverhältnisses, Tiflis, 1925. をめぐって  
—旧ソ連グルジア法学史の一齣—

書評

菅原 寧格 林信夫・新田一郎編『法が生まれるとき』  
赤木 美恵子 滋賀秀三『続・清代中国の法と裁判』  
高見澤 磨 坂口一成『現代中国刑事裁判論—裁判をめぐる政治と法』

---

### 【あとがき】

今号は、研究会前の報告要旨の特集号です。体制転換（変動）と労働組合との双方向的な関係を、体制の変化の段階も体制と労働組合との相関関係も一様でない4つの国を比較しようとする試みです。今回は、会員外の方のご協力も得て、四国の松山での開催となります。多くの会員のご参加を期待します。

さて、この3月に、モスクワを訪問し、思わぬ出会いがありました。日本法、特に情報法や憲法改正に関心を持っている研究者に会ったのです。まだソ連があった頃、日ソの間に法学者の交流はありましたが、その後ロシア連邦になってからは、日本法を研究する人が途絶えたのかと思われていました。ところが、やはりいたのです。漢字が書かれたマグカップで緑茶を飲みながら、ソ連時代の検閲機関や図書館の特別保管庫の話で盛り上がりました。そして、日本の番記者がロシアの機関付きジャーナリストの制度に似ているという話を聞いたときは、自分と同じ考えを持っている人に出会えた喜びで一杯になりました。ところが、次の質問を受けたときには、正直面食らってしまいました。「日本で憲法判断できる権限は最高裁判所にしかない」と講義で教えられた。自分は違うように思うのだが、それは本当か。ロシアでは、憲法判断をさせるために専門の憲法裁判所を創設しました。日本には憲法裁判所がないので、その役割は最高裁判所だけが担っているに違いないという誤解が生まれたのかかもしれません。札幌地方裁判所が自衛隊の違憲判決を出した長沼事件を説明しながら、この誤解を解きました。ロシアの日本法理解は、まだこの水準にあるということかもしれません。と同時に、自国の制度に引きつけて相手国の制度を類推すると、思わぬ誤解をしてしまうという教訓を示しているのかもしれません。

## 「社会体制と法」研究会事務局

〒090-8507 北海道北見市公園町165  
北見工業大学共通講座 阿曾研究室気付



## 【愛媛大学へのアクセス情報】

松山空港からJR松山駅、松山市駅まで

伊予鉄バスをご利用の場合 JR松山駅まで：空港リムジンバス「JR松山駅前」下車  
松山市駅まで：空港リムジンバス「松山市駅」下車

JR松山駅から

伊予鉄道市内電車をご利用の場合

環状線（古町方面行き）「赤十字病院前」下車，北へ徒歩約2～5分

伊予鉄バスをご利用の場合

東西線「愛媛大学前」下車（大学本部へは「護国神社前」下車）

松山市駅から

伊予鉄道市内電車をご利用の場合

環状線（大街道方面行き）「赤十字病院前」下車，北へ徒歩約2～5分

愛媛大学法文学部



① 法文学部本館

▼に本館玄関，●印に案内板と総務チームがあります